

栗東市男女共同参画プラン第7版(仮) 骨子案

1. 策定の背景

プランの位置づけ(法的根拠)

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める市町村男女共同参画計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に定められた市町村推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に定める市町村基本計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」第 8 条第 3 項に定める市町村基本計画

策定にあたっては、本市最上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめ本市の関連する各種計画との整合を図ります。

なお、本計画は SDGs(持続可能な開発目標)の目標達成に向けて取り組みを進めるものとします。

2. 第 6 版の取組みに関する成果と課題

成果

- (1) 市男性職員の育児休業取得数が増加しており、男性のワーク・ライフ・バランス意識の向上や多様な働き方を受容する意識の醸成が進んでいる。
- (2) 自主防災組織内で性別問わず消防・防災へ取り組みやすくなっている。
- (3) 避難所の備品として生理用品やおむつ等の備蓄、プライバシーを守るためテント等の備品を増やした。
- (4) 小中学校での性教育実施率 100%
- (5) 女性の新規創業相談の件数増加
- (6) ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数の増加(目標値+5%)
- (7) 父母共に子育てを主体的に行っている市民割合の増加(目標値+11%)

課題

- (1) 市男性職員の休暇取得者増加に伴い、残された職員の業務負担への対応が必要である。
- (2) 重度障害者への支援不足等、障がいの程度に関わらず支援の充実を図る必要がある。
- (3) 市内女性 25～44 歳の就業率が減少(目標値▲15%)しており、出産・育児等ライフステージにかかわらずキャリア構築できる社会づくりが必要である。
- (4) 栗東市男女共同参画都市宣言の認知率が減少(目標値▲35%)しており、市の男女共同参画に関する取り組み強化が必要である。
- (5) 市内事業所において管理的職業従事者に占める女性割合が減少(目標値▲46%)しており、管理職の女性割合向上のための取組強化が必要である。
- (6) 自治会長に占める女性の割合が低く(令和 6 年度実績は目標値▲57%)、地域における

女性参画が進むための働きかけが必要である。

- (7) 健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合が低く(目標値▲28%)、生涯を通じた健康づくりに関する情報を誰もが入手できる体制や相談体制づくりを進めていく必要がある。

3. 策定が必要な理由(現状、課題)

- (1) 子育て世代の転出超過が発生している(=子育て世代の地元定着が課題である)

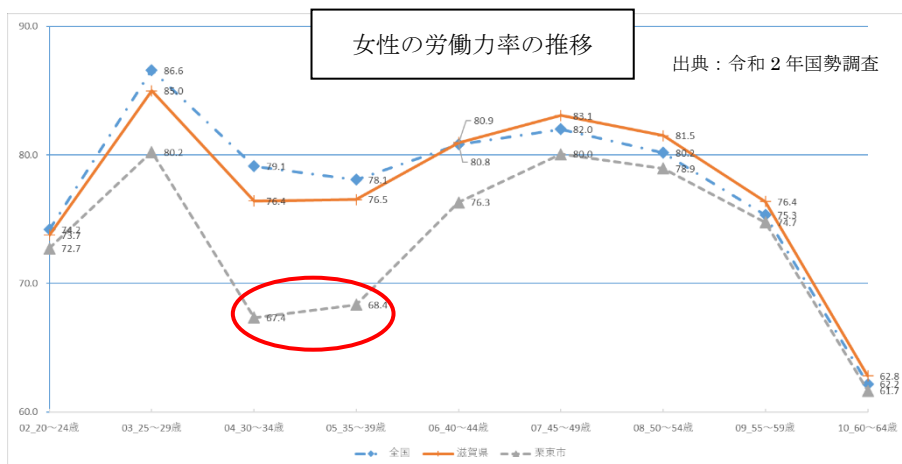
子育て世代の転出超過がすすむと、地域の担い手不足による地域コミュニティの希薄化、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、地域経済の縮小、公共サービスの維持が難しくなるなどの影響が懸念されます(第3期栗東市総合戦略 p.19)。

子育て世代が住み続けたいと思うには、女性が働きやすい環境づくり、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが必要です(総合戦略 p.38)。

- (2) 女性の労働力率(M字カーブ)の窪みが深い

結婚や妊娠・出産の多い30代女性の就業率が全国平均、滋賀県平均に比べ大きく落ち込んでいます。

すべての女性がライフステージに左右されず自分らしいキャリアを築けるための取組(女性の就労・起業支援、男性の育休取得促進、保育の充実など)が必要です。



- (3) 固定的な性別役割分担意識が残っている

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は徐々に解消傾向にあるものの、依然として全体の約4分の1に意識が残っている傾向があります。

継続して性別役割分担意識の解消にむけた取組(啓発、長時間労働解消にむけた企業への働きかけ など)をする必要があります。 (令和6年実施 市民アンケート結果より)

- (4) DV 解消にむけた取組の継続が必要

本市でのDV相談対応件数は増加傾向にあります。

DVは人権を著しく侵害する行為であり、自立阻害につながるおそれがあります。

DV根絶への取組(啓発、相談体制の充実 など)は、男女が対等なパートナーとして社会で活躍することにもつながります。

性別や性の意識にかかわらず

すべての人が活躍・自己実現できる栗東＝住みやすい栗東づくりのため、

上記の課題解決に向けた取組みが必要です。

4. プラン策定に期待する効果

男女共同参画推進に関する各部局の具体的な施策が体系化・可視化され、男女共同参画の総合的、効果的な推進につながります。

5. プランの施策体系(案)

資料 2_男女共同参画プラン骨子案_施策体系新旧比較 を参照
現行（第 6 版）の施策体系も掲載しています。

6. プラン策定の関係課

人権擁護課、人事課、危機管理課、障がい福祉課、長寿福祉課、幼児課、健康増進課
子育て支援課、農林課、商工観光労政課、学校教育課、生涯学習課、自治振興課